

平成29年（ワ）第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 〇〇〇〇外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

第1 準備書面

平成30年5月18日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男

外

平成30年2月16日付被告準備書面（1）の、気候変動による被害に関する部分につき、以下のとおり主張する。

第1 はじめに

被告は、原告らの気候変動による被害に関する主張について、「気候変動の原因が仙台PSの運転であること」「それが個々の原告のそれぞれの『生命・身体を脅かす』ことについて、具体的な主張・立証は一切なされていない」「国際社会・国の方針に沿っているか否かによって、個々の原告の人格権侵害が認められるか否かが左右されるものではない」との主張をし（6頁から7頁）、これに関する認否を行わなかった。

本書面では、原告らの主張は、原告らの具体的な権利侵害の主張をしており、被告の認識が誤っていることを指摘する。

第2 原告らの被侵害権利（人格権に基づく差止請求権）について

一般に、個人の生命、身体及び健康という重大な保護法益が現に侵害されている場合、又は侵害される具体的な危険がある場合には、その個人は、その侵害を排除し、又は侵害を予防するために、人格権に基づき、侵害行為の差止めを求めることができると解されている（人格権については訴状の第3.2においてすでに詳述している。）。

したがって、被告の行為によって原告らの生命、身体及び健康が侵害される具体的な危険があり、その侵害が受忍限度を超えて違法である場合には、人格権に対する侵害を予防するため、その運転の差止めを求めることができる。原告らの主張はまさに人格権侵害を主張するものである。

以下、仙台P Sが排出する温室効果ガス（GHG）により急激な気候変動が発生し、急激な気候変動を原因とする気象災害等により原告らの生命・身体に具体的な危険が生じること、被告のGHG排出行為は、社会的に許容される受忍限度を超え、違法であることについて詳述する。

第3 人為的GHG排出（後述）と、急激な気候変動を原因とする気象災害等による被害との因果関係

1 近時の気象災害等の増加は、急激な気候変動が主な原因であり、その急激な気候変動は人為的GHG排出の増加が原因である

(1) 世界ですでに発生している気象災害等やその被害の程度については訴状において詳述した。

気象災害等が発生すると、人の生命、身体及び健康が侵害されることは公知の事実とあってよい。そして、その気象災害等の発生確率が、急激な気候変動が原因で増大していることは、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）などによって公知の事実となっている。

また、現在発生している急激な気候変動の原因は、産業革命以降の人為的GHG排出（石炭、石油、天然ガス等の化石燃料の使用による二酸化炭素の

排出)の増加にあることも公知の事実である。

- (2) 以上のとおり、人為的GHG排出によって、急激な気候変動が起こり、より多くの気象災害等が引き起こされることは公知の事実なのである。

2 気象災害等と因果関係のある人為的GHG排出行為

上記のとおり、近年、気象災害等が増えている主な原因は人為的GHG排出の増加にある。そして、人為的GHG排出が増加すればするほど気象災害等が発生する具体的危険が大きくなることも公知の事実である。したがって、人為的GHG排出者は、他の人為的GHG排出者と相まって、すべて気象災害等の発生増加に寄与をしているといえる。つまり、人為的GHG排出は、他の人為的GHG排出と共同して急激な気候変動をもたらし、気象災害等の損害を発生させる共同不法行為にほかならないのである。

したがって、とある者が人為的GHG排出をしているのであれば、その人為的GHG排出行為と気象災害等による新たな損害発生との因果関係は肯定されるのである。

第4 被害者とその権利侵害の具体的危険

1 急激な気候変動による気象災害等の被害者

前述したように、人為的GHG排出を原因とする急激な気候変動、そして急激な気候変動を原因とする気象災害等は世界各地において発生し、その被害は極めて甚大である。また、急激な気候変動の効果、影響は将来の世代に渡って続く。

そうすると、人為的GHG排出による急激な気候変動、その結果である気象災害等の被害者は、世界中のすべての人間と言ってよい。すなわち、ある特定の人為的GHG排出行為が「違法」と評価された場合、その排出行為の被害者は世界中のすべての者であり、当然に原告らも被害者の中に含まれる。

2 被告の人為的GHG排出が急激な気候変動による気象災害等を引き起こす具

体的危険

被告は、仙台P Sという石炭火力発電所を稼働させているが、仙台P Sは平成29年6月12日から試運転を開始し、同年8月27日に定格出力に達し同年10月1日から営業運転を開始させている。被告は、仙台P Sにより人為的GHGを排出している。

人為的GHG排出は、共同不法行為であり、急激な気候変動に一部でも寄与している場合には、少なくとも人為的GHG排出行為と損害との因果関係は肯定されることは前述した。

そして、人為的GHG排出増を原因とする急激な気候変動、そして急激な気候変動を原因とする気象災害等は、すでに日本を含めた世界各地で生じていることも訴状において詳述している。

すなわち、すべての国・地域において、人為的GHG排出増を原因とする急激な気候変動による気象災害等の発生の危険は、すでに具体的に高まっており、被告は仙台P Sによる人為的GHG排出行為をすることでさらに具体的危険を追加的に増加させているのである。

よって、原告らの生命・身体が侵害される危険は、かなり高度なものであり、具体的危険が存在するといえることができる。

第5 人為的GHG排出を差し止められるべき人為的GHG排出者について（受忍限度論）

1 前記のとおり、近年の気象災害等の増加要因は急激な気候変動にあり、その急激な気候変動は産業革命以後の人為的GHG排出を原因とする。

そうすると、人為的GHG排出は、すべて違法な排出行為ということになりうる。しかし、どのような人為的GHG排出が差し止められるべきかについては、以下に述べる急激な気候変動の特質を考慮に入れて判断すべきである。

2 人為的GHG排出による急激な気候変動の特質

一部は前述しているが、人為的GHG排出による急激な気候変動の特質として以下のような点を挙げるができる。

- ① 人為的GHG排出増による急激な気候変動による気象災害等がもたらす被害は極めて甚大であり、かつ、このような気象災害等は世界各地において発生するものであり、世界全体が被害を受けること。
 - ② 急激な気候変動による被害は将来の世代にまでわたること。また、将来の世代ほど重大な被害を受けること。
 - ③ 急激な気候変動は誰か特定の者が排出した人為的GHGによつてのみなされるものではなく、その総体的な量によつて進行すること。
 - ④ 急激な気候変動をもたらしたGHG増加の原因は、産業革命後の人為的GHG排出にあること。
 - ⑤ パリ協定では、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を「2度未満」に抑え、加えて平均気温上昇「1.5度未満」を目指す」という目標が決まっており（パリ協定第2条1項）、これらの目標を高い確率で達成するためには、実質的に、世界全体で人為的GHG排出を2050年頃にはゼロにする必要がある（第4条1項）。すなわち、人為的GHG排出抑制は、世界規模で迅速になされる必要があること。
 - ⑥ 我が国自身もパリ協定を採択し、人為的GHG排出を抑制する方針を打ち出していること。また、パリ協定でも、気候変動枠組条約でも、先進国がより野心的な排出削減を実施する義務があるとされていること。
 - ⑦ 人為的GHGの人為的排出には、公益目的でやむをえずなされるものもあるが、単なる営利目的で人為的GHGを排出するものもあること。
 - ⑧ 人為的GHGの排出の態様には石油、石炭その他様々なものがあり、その燃焼効率等、地球環境に与える負荷の程度は様々であり、パリ協定に基づいた現在及び将来のエネルギー環境政策との整合性が問われること。
- 3 これらの特質にかんがみれば、人為的GHG排出行為自体が人の生命・身体

への危険をもたらす行為であると言えるが、すべての人為的GHG排出行為が一律に違法となるのではなく、社会的に許容される受忍限度を超えて人為的GHGを排出する行為のみが差し止めの対象となるというべきである。

4 そして、いかなる場合が社会的に許容される受忍限度を超えた人為的GHG排出行為となるのか、その基準については、その排出が人為的排出であることを前提に、前記の急激な気候変動の特質を踏まえ、人為的GHGを排出する方法や態様が社会的に許容されているか、人為的GHGの排出目的や社会的役割、設置経緯等を総合的に考慮して判断するべきである。

5 被告の人為的GHG排出行為は社会的に許容される受忍限度を超えること

(1) はじめに

既に述べたとおり、被告は、仙台PSという石炭火力発電所の運転により、人為的GHG排出を行っている。

そして、以下の事情を総合的に考慮すれば、被告の人為的GHG排出行為は、社会的に許容される受忍限度を超えており、その排出行為は差し止められるべきである。

(2) 被告による人為的GHG排出の方法と態様（石炭火力発電）

ア 石炭火力発電所による排出

今般、被告が人為的GHGを排出している仙台PSは、石炭火力発電所である。訴状において既に指摘しているところではあるが、石炭火力発電所は、同じ化石燃料である天然ガスを燃料とする発電設備などに比してさえ、人為的GHG排出量という意味での害悪性が2倍も高い石炭を原料とする発電設備を使用する。したがって、石炭火力発電は、急激な気候変動の側面から見れば極めて悪質な発電方法であり、ゆえに多くの国が石炭火力発電所の新設を禁止、あるいは規制を強化している。訴状でも述べたように、現在、先進国の中で、このように石炭火力発電所の新設計画が多くあるのは日本のみである。

そしてまた、仙台P Sは、石炭火力発電の中でも亜臨界圧という低効率の技術を用いており、発電効率は最新式の発電技術よりも低く、発電量当たりの大気汚染物質の排出量も多い。

平成30年5月16日に発表された日本政府の「第5次エネルギー基本計画」の素案では、「非効率な石炭火力はフェードアウト」とある。すなわち、政府の計画では、仙台P Sのような低効率の発電所はフェードアウトの対象となっている。

さらに、現時点において、被告が使用している石炭の種類についても明らかでなく、低品位かつ低価格な石炭が使用されていないことは何ら証明されていない。

このように、仙台P Sは、他の方法と比較した発電方法としても、また石炭火力発電の中でも環境負荷の大きい発電方法を採用している上、燃料にすら配慮しておらず、その悪質性は顕著である。

被告には環境に与える影響を最小限にするような取り組みは皆無であり、単に被告の私的利益を最大化させるため、環境負荷を考慮せず、コストの低い技術を選択したことは明らかである。

イ 仙台P Sの稼働は、日本及び国際社会の政策と全く整合しないこと

現時点において、石炭火力発電所を新設し、稼働させることは、日本政府の2030年における温室効果ガス排出削減目標およびエネルギーミックスと不整合性であること、また日本政府の長期目標とも不整合であることは訴状においてすでに具体的に述べた。

また、被告の仙台P Sによる人為的GHG排出によって、日本全体でパリ協定の目標を達成させるためには、発電以外の産業分野や民生分野でのより厳しい削減が迫られる（他の分野や産業に負担のしわ寄せがいく）ことも訴状で具体的に明らかにした。

ウ 日本政府の「長期低炭素ビジョン」と整合しないこと

訴状において述べたとおり、環境省中央環境審議会地球環境部会が、平成29年3月16日付で取りまとめた「長期低炭素ビジョン」でも、2050年度には低炭素電源（再生可能エネルギー、原子力発電など）が9割以上を占めている。すなわち、仙台PSのような石炭火力発電はほぼゼロと想定されている。

仙台PSのような石炭火力発電所の新設は、「長期低炭素ビジョン」と明確に矛盾するにもかかわらず、被告は後述するように単なる営利目的でこれを建設稼働させたのである。

エ 上記のとおり、新設される石炭火力発電所による人為的GHG排出は、全く社会的に許容される余地のない悪質な人為的GHG排出方法・態様であるといえることができる。

(3) 被告の人為的GHGの排出目的と社会的役割

被告が生産するのは「電気」であるところ、一般に電気はインフラストラクチャーとして、一定の公益を担っているものと言われている。

しかし、少なくとも被告には、かかる公益を担う目的は一切なく、実際、何らの公益も提供していない。

現在、東北地域でも日本全体でも電力供給量が電力需要量を大幅に上回っている状況にある。また、東北地域でも日本全体でも平成19年度をピークに電力需要が低下傾向にある。このような状況の下では、電力を生産すること自体が公益を担っているとはいえない。

しかも、被告が生産する電気は、首都圏への売電を目的としており、被告所在地周辺に裨益するインフラ構築を意図したものではない。また、被告は、特に政府等の公共機関からその発電事業をするよう求められたものでもない。仙台PSは、単に他社より低コストの電気を生産し、利益を上げようという意図のもと設立されたものであるにすぎない。

そして、かかる「低コスト」は、後述する近隣住民の健康と地球環境を犠

牲にして実現されるものである。

仙台P Sの稼働によって何か社会に有益に貢献するという事情も存在しない。

以上のとおり、被告の人為的G H G排出には、私的目的しかなく、社会的役割は皆無に等しい。

(4) 有害物質の放出

被告が放出している有害物質については訴状第3において主張したとおりであり、原告らをはじめとして近隣住民の健康を害する態様で排出されている。

(5) 生態系の破壊

被告は、仙台P Sの稼働により、貴重な生態系を有する蒲生干潟の生態系にまで危険をもたらしていることは訴状においてすでに主張したとおりである。

(6) 近隣住民に対する態度

被告は、近隣住民の健康と生態系を犠牲にして自らの経済的利益を追求することを目的としているにもかかわらず、仙台P Sの設置・稼働にあたり、住民が満足するような説明会すら行わなかった。

(7) 環境アセスメント逃れ

訴状の第6において既に主張したとおり、被告は、環境アセスメントの費用負担等を免れるため、環境アセスメントの不要な規模ぎりぎりの設備容量で計画し認可を受け、上記義務を不当に逃れた。

そして、「環境アセスメント逃れ」として被告は各方面から非難を浴びているところであるが、被告はそのような状況にあっても、事後的にでも環境アセスメントを実施しようとするしていない。

(8) 同業他社が計画をとりやめていること

被告と同様に、仙台市(仙台港)において石炭バイオマス混焼発電所の設立

計画を住友商事と共同で進めていた四国電力株式会社は、平成30年4月10日付で、同計画から撤退することを表明した。四国電力は、長期的な事業競争力などを検討した結果、投資に見合う利益が得られないことを撤退の表向きの理由としているが、背景には、石炭火力発電所に対する国や自治体の厳しい姿勢や地元で設置反対の運動が活発化していることなどがあるのは明白である。四国電力の撤退表明は、石炭火力発電所が、日本においても社会から歓迎されない迷惑な存在であることを端的に示している。

また、電源開発株式会社も、平成30年4月27日付で、兵庫県高砂市の「高砂火力発電所」のリプレース計画（古い発電設備を建て替える計画）について、事業環境の再評価を行った結果、計画を断念することを発表した。

(9) まとめ

上記で述べた通り、被告は、石炭火力発電という、環境への負荷が極めて大きい方法で人為的GHGを排出しており、これは日本及び世界のエネルギー環境政策に整合しないし、また、被告には、公益を図る目的など一切なく、地元住民や環境の犠牲のもと仙台PSを稼働させて短期的な私的利益を得ることしか目的にしている。近隣住民に対して誠実に説明をすることもなく、環境への影響の有無、程度を確認する手続きである環境アセスメントも不当に免れた。

結局のところ、被告の運転を望んでいる者は、被告の運営によって利益を受ける者、すなわち被告の出資者、被告従業員、そして近隣住民の健康や地球環境を犠牲にして生み出される「低コスト」の電気を被告から購入する首都圏在住者だけである。

以上の事情に照らせば、被告には、社会的に許容されるような受忍限度を超えて違法に人為的GHGを排出しているというほかなく、その人為的GHG排出行為は差し止められるべきである。

第6 立証責任の転換（仙台P Sの排出する人為的GHGにより原告らの生命、身体及び健康が侵害される具体的な危険の主張・立証について）

1 第5. 2において述べた急激な気候変動問題に関する特徴を踏まえ、被告による人為的GHGの排出により原告らの生命、身体及び健康が侵害される具体的な危険があるか否かの主張・立証責任については、以下のように考えるべきである。

2 人為的GHG排出増加による急激な気候変動がもたらす気象災害等によって生命・身体を危険にさらされるのは、原告らのみならず我が国をはじめとする世界全体の人間である。

そうすると、我が国をはじめとする世界全体の人間が原告となれば、人為的GHG排出増加による急激な気候変動に基づく気象災害等による生命・身体への具体的な危険の増加は、いずれかの原告に発生するという事は間違いないが、個々の原告の生命・身体に直接具体的な危険をもたらす気象災害等が、いつ、どのように発生するかを証明することは必ずしも容易ではない。

気象災害等が発生し、人の生命・身体が危険にさらされる具体的な危険性があるにもかかわらず、一人ないし少数の原告では差止めが認められず、我が国をはじめとする世界全体の人間が原告となれば差止めが認められるというような非常識な結論にならないようにすべきことなども考慮する必要がある。

3 そこで、原告らにおいて、①人為的GHG排出増加による急激な気候変動により人の生命・身体へ甚大な被害の生じる気象災害等が発生する確率が確実に上昇すること、②人為的GHGの排出者が、社会的に許容される受忍限度を超えて人為的GHGを排出していることを証明すれば、原告らにおいて、個々の原告らの生命・身体を直接脅かす個別具体的な気象災害等が、いつどこでどのように発生するかということまで主張立証する必要はなくなり、被告において、原告らの周辺で原告らの生命・身体を脅かす個別具体的な気象災害等が発生しえないことを主張立証しなければならないと考えるべきである。

第7 求釈明

1 求釈明事項

被告は、被告の株主とその出資比率を示す資料を開示されたい。

2 理由

被告は、被告のホームページ上において、株主として「株式会社関電エネルギーソリューション」及び「エネクス電力株式会社」のみを掲げている。

したがって、被告は常識的には少なくともどちらかの会社の子会社となるはずであるが、被告は上記いずれの子会社にも当たらないと主張している。

本訴訟において、原告は、被告の人為的GHG排出行為が社会的に許容できる受忍限度を超えているか否かの判断要素として、人為的GHG排出設備の設置経緯等も問題になる旨指摘している。被告の意思決定に影響を及ぼしたのは誰であるか明らかにするためには、上記資料が不可欠である。

以 上